市税豆知識 軽自動車税について

■軽自動車などの廃車・名義変更の届け出

軽自動車税は4月1日現在で、軽自動車・二輪車などを所有している人にかかります。4月1日（金）までに届け出がない場合は、平成28年度分の軽自動車税がかかります。

車種名称	届け出先	
軽自動車（四輪）	軽自動車検査協会　鳥取事務所（安長）	050-3816-3082（コールセンター）
125ccを超え250cc以下の二輪車	（一社）全国軽自動車協会連合会鳥取事務所（安長）	0857-28-7021
250ccを超える二輪車	鳥取運輸支局（丸山町）	0857-22-4154
125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、田植機、フォークリフトなど）など	下記問い合わせ先参照	

■軽自動車税の納付書の発送　発　送　5月初旬
納期限　5月31日（火）

■平成28年度軽自動車税税率一覧表

車種名称				税率（円）
原付	50cc以下			2000
	50cc超90cc以下			2000
	90cc超125cc以下			2400
	ミニカー			3700
小型特殊	農耕作業用			2400
	特殊作業用			5900
軽自動車	二輪			3600
	三輪			3100
				※ 3900
				◎ 4600
	四輪	乗用	自家用	7200
				※10800
				◎12900
			営業用	5500
				※ 6900
				◎ 8200
		貨物	自家用	4000
				※ 5000
				◎ 6000
			営業用	3000
				※ 3800
				◎ 4500
	雪上車			3600
二輪の小型自動車				6000

※平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。ただし、平成28年度のみ条件によりグリーン化特例（軽課税率）が適用されます（下表参照）。
◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税率が適用されます。（平成28年度は平成14年12月までに新規登録された車両に適用されます。）

■グリーン化特例（軽課税率）
特例1：電気自動車など
特例2：H32燃費基準+20%達成車 または
H27燃費基準+35%達成車
特例3：H32燃費基準達成車 または
H27燃費基準+15%達成車

車種名称			税率（円）		
			特例1	特例2	特例3
軽三輪			1000	2000	3000
軽四輪	乗用	自家用	2700	5400	8100
		営業用	1800	3500	5200
	貨物	自家用	1300	2500	3800
		営業用	1000	1900	2900

（注）各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

問 駅南庁舎市民税課
TEL 0857-20-3413 FAX 0857-20-3401
各総合支所市民福祉課（TEL 12ページ）

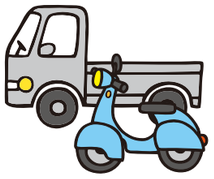

鳥取市ボランティア・市民活動センターの案内

はじめてみませんか？ボランティア入門講座	
と き	3月1日（火）19:00～20:15　3月9日（水）14:00～15:15　3月18日（金）10:30～11:45
内 容	ボランティアの基礎的知識、募集情報紹介、NPOについてなど
市民活動のための助成金相談会	
と き	3月22日（火）18:30～20:00　3月30日（水）13:30～15:00
内 容	助成金の探し方、申請方法、助成金情報の紹介など ※1団体（個人）の相談時間は45分まで・要予約
NPOなんでも相談会	
と き	3月8日（火）18:30～20:00
内 容	団体の立上げ、組織運営、協働事業、その他NPOに関すること など ※1団体（個人）の相談時間は45分まで・要予約
NPO法人設立アドバイス講座	
と き	3月17日（木）13:30～15:00
内 容	NPOとNPO法人の概要、法人申請の手続き、必要書類について

※いずれも受講無料

所 さざんか会館2階（富安二丁目104-2）　市民活動拠点アクティブとっとり会議室
問 鳥取市ボランティア・市民活動センター
TEL 0857-29-2228　HP http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/

中核市お知らせコーナー vol.8

問 本庁舎 中核市推進監
TEL 0857-20-3125
FAX 0857-20-3040
MAIL chukakushi@city.tottori.lg.jp
さざんか会館 保健所準備室
TEL 0857-20-3914
FAX 0857-20-3915
MAIL hokenshojyunbi@city.tottori.lg.jp

中核市になるとどう変わる？【保健衛生分野②】

精神保健サービスの充実

現在、市では、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）による医療助成の申請受付と交付を行い、県で認定を行っていますが、中核市移行後はこれらの一連の事務を市で行います。また、アルコール依存症・薬物関連の相談や入院中・施設入所中の精神障がい者が退院・退所後に地域で暮らすことができるように支援を行います。

中核市になると、精神保健福祉に関する普及啓発から予防、精神疾患に関する相談、自立に向けた障害福祉サービスの利用による地域生活の支援まで切れ目のない体制で対応することができます。

感染症への迅速な対応と健康危機管理

現在、結核や新型インフルエンザなどの感染症の発生や流行の情報は、県から市へ入ります。

中核市移行後は、必要な情報を直接得ることができるため、まん延予防などの対策をより迅速に進めることができるようになります。

また、市の保健所には、県の保健所の機能や役割を引き継ぎ、「健康危機管理」を担う重要な役割があります。医療機関などの専門機関と連携し、住民への情報提供などを進め、食中毒や感染症その他の原因による健康被害の発生予防、拡大防止、検査などを行います。